

写

安農第586号
畜第1333号
平成23年9月28日

各市町村長
千葉県農業協同組合中央会長
全国農業協同組合連合会千葉県本部長
千葉県農業共済組合連合会長
各農業協同組合代表理事組合長
丸朝園芸農業協同組合代表理事組合長
社団法人千葉県農業協会会長
千葉県契約取引事業者連合会共同代表
社団法人千葉県畜産協会会長
千葉県酪農農業協同組合連合会代表理事会長
千葉県肉牛生産農業協同組合長
千葉県農業再生協議会長
千葉県米穀集荷商業協同組合理事長
千葉県米穀小売商業組合理事長
全国肥料商連合会千葉県部会長

様

千葉県農林水産部長
(公印省略)

平成23年産米から生じた米ぬかの流通・利用について（通知）

このことについて、平成23年9月16日に農林水産省にてプレスリリースされ、「玄米中の放射性セシウム濃度に対する米ぬか中の放射性セシウム濃度の比（加工係数）が確定するまでの間は、平成23年産米から生じる米ぬかについて、適切に取り扱うこと」とされております。

さらには、米の放射性物質の本調査の結果、玄米調査の試料の採取を行った区域において、米ぬかの放射性セシウムの濃度が暫定許容値（「放射性セシウムを含む肥料・土壌改良資材・培土及び飼料の暫定許容値の設定について（平成23年8月1日付け23消安第2444号、農林水産省消費・安全局長ほかの通知）」）を超えるおそれがあると考えられる場合には、関係都県においては、必要に応じて、玄米調査の試料に用いた米等から生じる米ぬかの放射性セシウム濃度の検査を実施することとされております。

なお、本県においては、8月11日から8月31日に米の放射性物質の検査（本検査）を実施し、すべて食品衛生法に基づく暫定規制値500ベクレル/kg以下であり、安全性を確認いたしました。また、玄米から生じた米ぬかについても、国との協力により放射性物質の検査を実施し、この結果、肥料・土壌改

良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値及び家畜用飼料用の放射性セシウムの暫定許容値をいずれも下回っていることを確認しております。

この結果からみて、今後、国から加工係数が示される予定ですが、本県における平成23年産米から生じた米ぬかの放射性セシウムの濃度は、下記の暫定許容値を超えるおそれがなく、利用することが可能と判断されますので、農業者及び関係者等に対して周知・徹底くださるようお願いいたします。

記

1 暫定許容値について

東京電力（株）福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の降下の影響で、原発周辺県で収集された動植物性堆肥原料や家畜飼料等については、高濃度の放射性セシウムが検出されるおそれがあり、暫定許容値が示された。

(1) 肥料・土壌改良資材・培土中の放射性セシウムの暫定許容値

400ベクレル/kg 以下（製品重量）

(2) 飼料中の放射性セシウムの暫定許容値

牛、馬、豚、家きん等用飼料 **300ベクレル/kg 以下**（粗飼料は水分含有量8割ベース、その他飼料は製品重量）

○ 農林水産省ホームページ 報道発表資料

<http://www.maff.go.jp/j/syouan/soumu/saigai/shizai.html>

【参 考】

1 平成23年産米から生じる米ぬかの取扱いについて

玄米を精米にする際に生じる米ぬかの譲渡・利用に当たっては、これを用いた肥料や飼料等においてそれぞれの暫定許容値を遵守する必要がある。

○ 農林水産省ホームページ 報道発表資料

http://www.maff.go.jp/j/press/soushoku/keikaku/110916_1.html

2 平成23年産米の放射性物質検査結果について

本県においては、平成23年産米の放射性物質の検査については、予備調査と本調査をあわせて全体で52市町村、319地点と県下全域にわたって検査を実施し、安全性を確認した。

○ 千葉県ホームページ 県産米の放射性物質検査結果

<http://www.pref.chiba.lg.jp/annou/h23touhoku/kensanmai-kensa-kekka.html>

千葉県農林水産部安全農業推進課
環境農業推進室

電話 043-223-2888

千葉県農林水産部畜産課
生産振興室

電話 043-223-2939